事　務　連　絡
令和２年８月２１日

都道府県トラック協会
　専　務　理　事　殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事　松崎　宏則

「働きやすい職場認証制度」の申請受付につきまして

平素は、当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することといたしました。

本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、国土交通省、厚生労働省が連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。

目下、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化に対応すべく事業継続、雇用維持等に多大なご尽力を頂いているところと存じますが、本制度についてもご理解をいただき、貴協会会員事業者への周知等についてご協力いただきますよう、お願いいたします。

敬具

＜添付資料＞
○「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして（事務連絡）
　（国土交通省自動車局総務課企画室）
○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要（別紙１）
○自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画（別紙２）
○トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し
　～「働きやすい職場認証制度」の創設～（プレスリリース）

＜参照＞
○国土交通省報道発表（令和２年８月２１日）
「トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し～「働きやすい職場認証制度」の創設～」
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000071.html
○一般財団法人 日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ
https://www.untenshashokuba.jp/
※申請案内書の骨子、申請案内書、解説動画等をご覧いただけます。
（申請案内書等のダウンロードもこちらから）

◇本件問合先：企画部　TEL03-3354-1037

事 務 連 絡
令和２年８月２１日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国土交通省自動車局
総務課企画室

「働きやすい職場認証制度」の申請受付開始につきまして

日頃より、国土交通行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することといたしました。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。

目下、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う環境変化に対応すべく事業継続、雇用維持等に多大なご尽力を頂いているところと存じますが、本制度についてもご理解をいただき、傘下会員の幅広いご参画をいただけるよう、周知等についてご協力方、何卒お願い申し上げます。

記

１．制度概要

（１）考え方

基本となる法令遵守等に加えて、各社の前向きな自発的取組み、改善取組みを積極的に評価する観点から制度の運用設計を行っています。また、小規模事業者の方にこそチャレンジいただけるものとなるよう、特に初年度（令和２年度）は、シンプルな制度とすることといたしました。

（２）認証対象

バス（乗合、貸切）、タクシー、トラック事業者　※原則、法人単位

（３）認証審査手続き

国土交通省の指定を受けた認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が申請受付、審査、認証等の手続きを実施します。

（４）認証の審査要件

中小事業者による申請を容易にし、制度の円滑な立上げ・普及を図る観点から、①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成 の５分野について基本的な取組要件を満たすことで、「１つ星認証」が取得可能としました。

なお、更なる取り組みを促し、今後の２つ星以上の認証実施に向けた検討材料にもできるよう、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化することとしております。

（５）料金（予定）

審査料：　５万円（税別）／１申請あたり

※インターネットによる電子申請の場合、３万円（税別）に割引

登録料：　６万円（税別）／１申請あたり

（６）認証結果等の活用

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を行うことを検討しております。また、求人エージェントと連携し、本制度や優良取組みを広く発信する予定です。

２．今後の予定

申請期間：令和２年９月１６日（水）～１２月１５日（火）

※順次審査を実施し、翌年１月以降、審査結果を申請者に通知予定。認証事業者については、日本海事協会の「働きやすい職場認証制度」のホームページで公表予定。

＜参考資料＞

○自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要（別紙１）

○自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画（別紙２）

＜参照＞

○国土交通省報道発表（令和２年８月２１日）

「トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し～「働きやすい職場認証制度」の創設～」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000071.html

○一般財団法人　日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

https://www.untenshashokuba.jp/

※申請案内書の骨子、申請案内書、解説動画等をご覧いただけます（申請案内書等のダウンロードもこちらから）。

＜問い合わせ先＞

○一般財団法人　日本海事協会　陸上交通物流部

03-5226-2412

○自動車局総務課企画室

代表　03-5253-8111　（内線41162）　重見、橋本、小島

以上

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和２年８月21日
自動車局総務課企画室

トラック、バス、タクシー分野の人材確保を後押し
～「働きやすい職場認証制度」の創設～

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」し、求職者が容易に確認できるようにします。また、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を図ります。

1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することとしました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図って参ります。

2. 概要

（1）対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

（2）審査要件

①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組み要件を満たすことにより認証。併せて、自主的・先進的な取組みを参考点として点数化。

（3）認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証実施団体として申請受付、審査、認証等の手続きを実施。

（4）料金（予定）

審査料：５万円（税別）／１申請あたり　※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引
登録料：６万円（税別）／１申請あたり

（5）認証結果等の活用（予定）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

3. スケジュール（予定）

申請期間：令和2年9月16日（水）～12月15日（火）

＜参考＞

（１）　一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

https://www.untenshashokuba.jp/

（申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧いただけます（申請案内書等のダウンロードもこちらから））

（２）　自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要（別添）

以 上

【お問い合わせ先】
自動車局総務課企画室　重見、橋本、小島
代表　03-5253-8111　（内線 41162）
直通　03-5253-8564　FAX　03-5253-1636

自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要

（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）

国土交通省

別添

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

＜認証の審査要件＞

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

① 法令遵守等
② 労働時間・休日
③ 心身の健康
④ 安心・安定
⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、「1つ星」認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の「2つ星」、「3つ星」の制度設計に向けた検討材料としても活用。

＜申請者＞

バス（乗合、貸切）事業者
タクシー事業者
トラック事業者

※ 原則 法人単位（都道府県単位での申請も可能）

＜申請方法＞

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会（CLASS NK）」が受付、審査及び認証手続きを実施。

※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
※ インターネットによる電子申請も可
※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

＜料金（予定）＞

審査料： 5万円（税別）／1申請あたり
（インターネットにより電子申請の場合、3万円（税別）に割引）
登録料： 6万円（税別）／1申請あたり

＜申請受付期間（予定）＞

令和2年9月16日～12月15日

※ 翌年1月以降、審査結果を申請者に通知。

＜認証結果等の活用（予定）＞

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組みを広く発信予定。

自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

国土交通省

別紙

○　平成30年5月に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」（議長：野上内閣官房副長官）において、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定。
○　自動車の運転業務への罰則付きの時間外労働の上限規制の導入に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

「★」を付した施策は、「直ちに取り組む施策」（2017年8月）以降の**追加**施策

Ⅰ．長時間労働是正の環境整備

（１）労働生産性の向上

①輸送効率の向上　【警・農・経・国・環】
- 輸送分野別の取組の強化★
- 長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
- トラック予約受付システムの導入促進（荷待ち時間短縮）
- 機械荷役への転換促進（荷役時間短縮）
- 高速道路の有効活用（走行時間短縮）
- 宅配ボックスの普及促進（再配達削減）
- ダブル連結トラックの導入促進（車両の大型化）

②潜在需要の喚起による収入増加　【国】
- インバウンド需要の取り込み★
- タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

③運転以外の業務も効率化　【国】
- IT点呼の更なる導入拡大★

（２）多様な人材の確保・育成

①働きやすい環境の整備　【厚・農・国】
- 女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
- 中継輸送の普及促進（泊まり勤務を日帰り勤務に）
- 機械荷役への転換促進（力仕事からの解放）（再掲）

②運転者の確保　【警・厚・国】
- 第二種免許制度の在り方についての検討
- 大型一種免許取得の職業訓練の実施

（３）取引環境の適正化

①荷主・元請等の協力の確保　【厚・農・経・国】
- 「ホワイト物流」推進運動の実施★
- 輸送分野別の取組の強化★（再掲）
- 引越運送における人手不足対策の推進★

②運賃・料金の適正収受　【国】
- 標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
- トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

Ⅱ．長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

①「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
事業者団体による取組を支援

②ホワイト経営の「見える化」【国】
ホワイト経営に取り組む事業者の認証制度の創設

③労働時間管理の適正化の促進【国】
ICTを活用した運行管理の普及方策の検討・実施★

④行政処分の強化【国】
新処分基準による行政処分の実施